平成２８年（フ）第１１３２号
札幌市手稲区星置２条１丁目14番２―401号
債務者　明石　理恵（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５０号
札幌市北区北28条西10丁目２番24号　パブリックハイツ101号
債務者　斉藤ひとみ
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１６１号
北海道江別市大麻園町34番地　園町公団20―504
債務者　畠山　　実
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１６６号
札幌市豊平区平岸２条18丁目１番23号
債務者　今西　里美
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８５号
札幌市豊平区平岸３条６丁目１番31号　マノワール平岸303号
債務者　秋元　康之
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４号
北海道網走市潮見９丁目６番１号
債務者　伊藤　智美
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
北海道網走市北９条西１丁目13番地　高間アパート
債務者　長尾　美香
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字今井260番地の２
債務者　小室亜沙美
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４４号
群馬県高崎市片岡町３丁目2235番地　ヴァンベールかたおか111号
債務者　橋本二三雄
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１４５号
群馬県高崎市片岡町３丁目2235番地　ヴァンベールかたおか111号
債務者　橋本　永子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３４５号
埼玉県所沢市大字城551番地の２　キャッスルかねこ203
債務者　服部　　豊
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３５２号
埼玉県富士見市上沢１丁目23番21号　ピースフル　ライフ205
債務者　アンディルコ沙織
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４０号
岐阜県中津川市茄子川1598番地の８　グリシーヌＢ102
債務者　大嶺　　**梢**（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第２４号
北海道赤平市茂尻春日町２丁目３番地　春日第三団地　Ｂ６―10―３号室
債務者　松橋　保惠
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
北海道滝川市黄金町東２丁目４番28号　オリス黄金　106号室
債務者　奈良岡由紀夫
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
福島県南会津郡南会津町田島字後町甲3993番地２、前住所福島県南会津郡下郷町大字音金字沖ノ原1506番地
債務者　湯田さゆり（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
群馬県太田市新田大根町266番地３　わたぼうしの家、前住所群馬県太田市新田村田町448番地
債務者　小林　佳史
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
前橋地方裁判所太田支部